

国民年金第3号被保険者の手続きが変わります

組合員の被扶養者となっている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになっております。その被扶養配偶者が、収入超過による取消や離婚により資格を喪失した場合の手続きが変更となり、平成26年12月から日本年金機構の新たな届出様式「国民年金第3号被保険者・被扶養配偶者非該当届」が必要となります。

【平成26年11月まで】

- ①死亡した場合
- ②国外に居住していて被扶養者でなくなった場合

【平成26年12月から】

- ①と②のほかに
- ③収入が、認定基準を超えて取消しになる場合
(就職先の社会保険の被保険者になる場合を除きます)
- ④配偶者である組合員と離婚した場合

●手続き方法

被扶養者の取消申告とあわせて「国民年金第3号被保険者・被扶養配偶者非該当届」を共済組合へ提出していただくこととなります。

※上記の手続きのほかに、従来通りご本人が市町村で手続き（国民年金第3号被保険者から第1号被保険者になるための手続き）をする必要があります。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306